

若年者に対する新たな処分 （考えられる制度の概要）

若年者に対する新たな処分（考えられる制度の概要）

1 対象者

罪を犯した18歳及び19歳の者であって、訴追を必要としないため公訴を提起しないこととされたものについては、2の手続を行い、3の処分をすることができるものとする。

A案 公判係属事件の余罪等一定の事件については、2の手続に乗せないものとする。

B案 例外を設けない。

2 手続

(1) 調査

ア 家庭裁判所は、事件について調査しなければならないものとする。

イ 家庭裁判所は、家庭裁判所調査官に命じて、対象者又は参考人の取調その他の必要な調査を行わせることができるものとする。

(2) 鑑別

ア 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に鑑別を求めることができるものとする。

イ(ア) 家庭裁判所は、收容して行う鑑別が特に必要と認めるときは、少年鑑別所に收容して鑑別を行う措置をとることができるものとする。

(イ) 家庭裁判所は、(ア)の措置をとるに際しては、対象者に対し、あらかじめ、供述を強いられることはないこと及び〔付添人〕を選任することができることを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えなければならないものとする。

(ウ) (ア)の期間は、10日間とする。

(エ) 対象者は、(ア)の決定に対しては、不服申立てをすることができるものとする。

(3) 呼出し・同行

ア 家庭裁判所は、事件の調査又は審判について必要があると認めるときは、対象者に対して、呼出状を発することができるものとする。

イ 家庭裁判所は、正当の理由がなくアの呼出しに応じない者に対して、同行状を発することができるものとする。

(4) 罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とした身体拘束の措置

A案 鑑別の目的以外で少年鑑別所に收容する措置はとれないこととする。

B案ア 家庭裁判所は、(2)イ(ア)の場合のほか、対象者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある場合で、次のいずれかに当たるときも、矯正施設に收容する措置をとることができるものとする。

a 対象者が定まった住居を有しないとき。

b 対象者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。

c 対象者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があると

き。

イ アの期間は、2週間を超えることができないものとし、ただし、特に継続の必要があるときは、決定をもって、1回に限り、これを更新することができるものとする。

ウ アの手続及び決定については、(2)イ(1)及び(エ)と同様の規律を設けるものとする。

(5) 証人尋問、検証等

家庭裁判所は、証人を尋問し、若しくは鑑定、通訳若しくは翻訳を命じ、又は検証、押収若しくは搜索をすることができるものとする。

(6) 検察官・弁護士の関与

ア **A案** 対象者は、〔付添人〕を選任することができるものとする。〔付添人〕は、弁護士の中からこれを選任しなければならないものとする。

B案 対象者は、家庭裁判所の許可を受けて、〔付添人〕を選任することができるものとする。ただし、弁護士を〔付添人〕に選任するには、家庭裁判所の許可を要しないものとする。

イ **A案** (7) 家庭裁判所は、死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件において、犯罪事実を認定するための審判の手続に検察官が関与する必要があると認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させることができるものとする。

(1) 家庭裁判所は、(7)の決定をした場合において、対象者に弁護士である〔付添人〕がないときは、弁護士である〔付添人〕を付さなければならないものとする。

B案 検察官関与の制度は設けない。

ウ **A案** 家庭裁判所は、対象者が死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪の事件について、施設に收容する措置がとられており、かつ、対象者に弁護士である〔付添人〕がない場合において、事案の内容その他の事情を考慮し、審判の手続に弁護士である〔付添人〕が関与する必要があると認めるときは、弁護士である〔付添人〕を付することができるものとする。

B案 裁量的な国選〔付添人〕の制度は設けない。

(7) 記録・証拠物の閲覧・謄写

ア 事件の記録又は証拠物は、当該記録若しくは証拠物を保管する裁判所の許可を受けた場合を除いては、閲覧又は謄写をすることができないものとする。

イ 〔付添人〕は、アにかかわらず、審判開始の決定があった後は、事件の記録又は証拠物を閲覧することができるものとし、少年審判規則第7条第3項から第8項までと同様の規定を設けるものとする。

ウ 【(6)イでA案をとる場合】検察官は、アにかかわらず、(6)イ(7)の検察官関与決定があった事件において、その犯罪事実の認定に資するため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、事件の記録及び証拠物を閲覧し及び謄写することができるものとする。

(8) 審判

ア(7) 家庭裁判所は、調査の結果、審判に付することができず、又は審判に付するのが相当でないと認めるときは、審判を開始しない旨の決定をしなければならないものとする。

(イ) 家庭裁判所は、(7)の決定をしないときは、審判を開始する決定をしなければならないものとする。

イ(7) 審判は、公開しないものとする。

(イ) 家庭裁判所は、第1回の審判期日の冒頭において、対象者に対し、供述を強いられることはないことを分かりやすく説明した上、審判に付すべき事由の要旨を告げ、これについて陳述する機会を与えなければならないものとする。

ウ 家庭裁判所は、審判の結果、処分に付することができず、又は処分に付する必要がないと認めるときは、その旨の決定をしなければならないものとする。

(9) 試験観察

家庭裁判所は、処分を決定するため必要があると認めるときは、決定をもって、相当の期間、家庭裁判所調査官の観察に付することができるものとし、これと併せて、次に掲げる措置をとることができるものとする。

a 遵守事項を定めてその履行を命ずること。

b 適当な施設、団体又は個人に補導を委託すること。

3 処分

(1) 処分の決定

家庭裁判所は、2(8)ウの場合を除いて、審判を開始した事件につき、決定をもって、次に掲げる処分をしなければならないものとする。

A案 保護観察所の保護観察に付すること。

B案 a 保護観察所の保護観察に付すること。

b 施設収容をすること。

(2) 没取

ア 家庭裁判所は、2(8)ア(7)若しくはウ又は3(1)の決定をする場合には、決定をもって、次に掲げる物を没取することができるものとする。

a 犯罪行為を組成した物

b 犯罪行為に供し、又は供しようとした物

c 犯罪行為から生じ、若しくはこれによって得た物又は犯罪行為の報酬として得た物

d cの対価として得た物

イ 没取は、対象者以外の者に属しない物に限り、これをすることができるものとする。

(3) 不服申立て

(1)又は(2)の決定に対しては、決定に影響を及ぼす法令の違反、重大な事実の誤認又は処分の著しい不当を理由として、抗告をすることができるものとする。

る。

(4) 保護観察処分

ア 保護観察の期間は、 $\left\{ \begin{array}{l} 1 \text{年} \\ 2 \text{年} \end{array} \right\}$ とする。

イ 保護観察の処遇の見直しのための措置

(7) 保護観察所の長は、(1)の保護観察に付された者について、必要があると認めるときは、少年鑑別所の長に対し、鑑別を求めることができるものとする。

(1) **A案** 保護観察所の長は、(1)の保護観察に付された者について、保護観察の処遇を見直す場合において、鑑別のために特に必要があると認めるときは、家庭裁判所の許可を得て、少年鑑別所に收容し、少年鑑別所の長に対して鑑別を求めることができるものとする。

B案 処遇見直しのための收容鑑別の措置は設けない。

ウ 保護観察所の長は、保護観察を継続する必要がなくなつたと認めるときは、保護観察を解除するものとする。

エ 遵守事項に違反した場合の施設收容処分

A案 施設收容処分は設けない。

B案 家庭裁判所は、(1)の保護観察処分に付した者が遵守すべき事項を遵守しなかつた場合において、保護観察所の長からの申出があり、かつ、必要があると認めるときは、決定をもって、相当と認められる期間、施設に收容する処分をすることができるものとする。

(5) 処分の取消し

ア (1)の処分の継続中、対象者に対し審判権がなかつたこと、又は審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず同処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、同処分をした家庭裁判所は、決定をもって、その処分を取り消さなければならないものとする。

イ (1)の処分が終了した後においても、審判に付すべき事由の存在が認められないにもかかわらず同処分をしたことを認め得る明らかな資料を新たに発見したときは、アと同様とする。

4 犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度

(1) 家庭裁判所は、2(7)アにかかわらず、対象者の事件について、2(8)ア(1)の決定があつた後、当該事件の被害者等（被害者又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）又は被害者等から委託を受けた弁護士から、その保管する当該事件の記録（家庭裁判所が専ら対象者の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該対象者の保護の必要性の判断に資するよう作成し又は収集したものを除く。）の閲覧又は謄写の申出があるときは、閲覧又は謄写を求め理由が正当でないと認める場合及び閲覧又は謄写をさせることが相当でないと認める場合を除き、閲覧又は謄写をさせるものとする。

(2) 家庭裁判所は、被害者等から、被害に関する心情その他の事件に関する意見の陳述の申出があるときは、自らこれを聴取し、又は家庭裁判所調査官に命じてこれを聴取させるものとする。

(3) 家庭裁判所は、被害者等から申出がある場合において、相当と認めるときは、審判期日における審判の状況を説明するものとする。

(4) 家庭裁判所は、2(8)ア(7)若しくはウ又は3(1)の決定をした場合において、被害者等から申出があるときは、相当でないと思えられるものを除き、次の事項を通知するものとする。

a 対象者の氏名及び住居

b 決定の年月日、主文及び理由の要旨

(5) 被害者等による審判の傍聴

A案 ア 家庭裁判所は、次に掲げる罪のものに係る事件（被害者を傷害した場合にあっては、これにより生命に重大な危険を生じさせたときに限る。）の被害者等から申出がある場合において、相当と認めるときは、その申出をした者に対し、これを傍聴することを許すことができるものとする。

a 故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪

b 刑法211条の罪

c 自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪

イ 家庭裁判所は、アの傍聴を許すには、あらかじめ、弁護士である〔付添人〕の意見を聴かなければならないものとする。

ウ 家庭裁判所は、イの場合において、対象者に弁護士である〔付添人〕がないときは、弁護士である〔付添人〕を付さなければならぬものとする。

B案 被害者等による審判の傍聴の制度は設けない。

5 家庭裁判所への移送

A案 刑事裁判所から家庭裁判所への移送の制度は設けない。

B案 刑事裁判所は、事実審理の結果、18歳又は19歳である被告人を本処分に付するのが相当であると認めるときは、決定をもって、事件を家庭裁判所に移送することができるものとする。

【検討課題】

1 対象者（制度概要1関係）

- 20歳以上の者も対象とするか。
 - ・ 現行法の下において保護処分の対象となっていない20歳以上の者を本処分の対象とすることについての必要性及び相当性があるか。
- 対象としないこととする事件の有無・内容
 - ・ 本処分の対象としないこととする事件があるか。

〔例〕

- ・ 起訴済み事件の余罪事件
- ・ その他
- ・ 対象としない事件がある場合どのような要件で除外するか。

2 手続

(1) 施設収容する鑑別（制度概要 2 (2) イ関係）

- 不服申立て
 - ・ 異議の申立てとするか、抗告とするか。

(2) 罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とした身体拘束の措置（制度概要 2 (4)関係）

- 罪証隠滅又は逃亡の防止を目的とする少年鑑別所への収容措置を設ける必要性及び相当性

(3) 検察官・弁護士等の関与（制度概要 2 (6)関係）

- ・ 付添人（仮称）は弁護士の中から選任しなければならないものとするか。
- ・ 検察官関与制度を設けるか。
- ・ 裁量的国選付添人制度を設けるか。

(4) その他

- 手続の開始
 - ・ 家庭裁判所が、どのような場合に調査を開始することとするか。

3 処分

(1) 施設収容処分（制度概要 3 (1)関係）

- 必要性及び相当性等
 - ・ 本処分の対象者について、保護観察では足りず、施設に収容して改善更生を図るべき事案は、どのような事案であり、どの程度想定されるか。
 - ・ 施設収容処分を行うべき事案があるとして、処遇効果を上げるために必要な期間施設に収容することは、罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度内で行う本処分として許容されるか。
 - ・ 設けるとして、どのような場合に施設収容処分に付すものとするか。
- 収容期間
 - ・ 処遇効果を上げるために必要な収容期間はどの程度か。
 - ・ 比較的軽微な罪を犯し法益を侵害したことについて非難が可能な限度内の処分として正当化される収容期間はどの程度か。
- 収容場所として、どのような施設がふさわしいか。
- 被収容者に対してどのような処遇を行うか。

(2) 保護観察処分（制度概要 3 (4)関係）

- 本処分における保護観察の在り方
 - ・ 法的性質、遵守事項を含めた義務付けの可否等をどのようなものとするか。
- 保護観察の要件
 - ・ 保護観察の在り方を踏まえ、どのような場合に保護観察処分に付すものとするか。

- 保護観察の期間
 - ・ 保護観察の在り方を踏まえ、どのような期間を定めるか。
- 保護観察の処遇の見直しのための収容鑑別
 - ・ 保護観察の見直しのために少年鑑別所に収容して鑑別の措置を行うことができるものとするか。
 - ・ 少年鑑別所に収容するための手続をどのようなものとするか。
- 遵守事項に違反した場合の施設収容処分
 - ・ 施設に収容して処遇を行うことの必要性及び相当性
- 遵守事項に違反した場合にとり得るその他の措置
 - ・ 遵守事項に違反した場合に、施設に収容する措置以外にとり得る措置はあるか。

(3) その他

- 本処分の効力
 - ・ 本処分が行われた場合、刑事処分又は本処分を行うことができないという効果を与えるか。
- 検察審査会制度との関係
 - ・ 検察審査会制度との関係をどのようなものとするか。
- 処分間の調整

4 犯罪被害者等の権利利益の保護のための制度（制度概要4関係）

- 被害者等による審判の傍聴の制度を設けるか。
- 刑事手続に付随する損害賠償命令制度と同様の制度を設けるか。

5 家庭裁判所への移送（制度概要5関係）

- 刑事裁判所が本処分相当を理由として家庭裁判所に移送する仕組みを設けるか。
 - ・ この仕組みを設けることは、本処分と刑事処分との関係と整合するか、家庭裁判所が刑事処分相当を理由として検察官に送致する仕組みを設けないことと整合するか。

以上

【参照条文】

少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）

第七条（略）

2（略）

3 裁判所は、保護事件の記録又は証拠物に、閲覧させることにより人の身体若しくは財産に害を加え若しくは人を畏怖させ若しくは困惑させる行為又は人の名誉若しくは社会生活の平穩を著しく害する行為がなされるおそれがある事項が記載され又は記録されている部分があると認めるときは、付添人と少年との関係その他の事情を考慮し、付添人が前項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するに当たり、付添人に対し、当該事項であつて裁判所が指定するものについて、少年若しくは保護者に知らせてはならない旨の条件を付し、又は少年若しくは保護者に知らせる時期若しくは方法を指定することができる。ただし、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

4 裁判所は、前項本文の場合において、同項本文の規定による措置によつては同項本文に規定する行為を防止できないおそれがあるとき、付添人による審判の準備その他の審判の準備の上での支障を生ずるおそれがあるときを除き、付添人が第二項の規定により当該記録又は証拠物を閲覧するについて、これらのうち前項本文に規定する部分であつて裁判所が指定するものの閲覧を禁ずることができる。この場合において、閲覧を禁じた部分にその人の氏名又は住居が記載され又は記録されている場合であつて、付添人の請求があるときは、付添人に対し、氏名にあつてはこれに代わる呼称を、住居にあつてはこれに代わる連絡先を知らせなければならない。

5 裁判所は、前二項の規定による措置をとるには、あらかじめ、付添人の意見を聴かなければならない。

6 裁判所は、第三項又は第四項の規定による措置をとるときは、付添人にその旨を通知しなければならない。この通知をするには、第三項の規定による措置にあつては裁判所が指定する事項を、第四項の規定による措置にあつては裁判所が指定する部分を特定してこれをしなければならない。

7 裁判所は、第三項の規定により付した条件に付添人が違反したとき、又は同項の規定による時期若しくは方法の指定に付添人が従わなかつたときは、弁護士である付添人については当該弁護士の所属する弁護士会又は日本弁護士連合会に通知し、適当な処置をとるべきことを請求することができる。

8 前項の規定による請求を受けた者は、そのとつた処置をその請求をした裁判所に通知しなければならない。